平成19年度（対18年度実績）

事　務　事　業　評　価　表

作成日　平成　19　年　6　月　1　日

部局名	教育委員会	所属名	社会教育課	所属長名	佐藤　正勝	電話	481-0304

1．事務事業の位置付け・概要（ＰＬＡＮ）

コード	3790	事務事業名称	文化財保護普及事業	短縮コード	経常	3790	臨時	3791

予算区分	会計	01	一般会計	款	10	教育費	項	05	社会教育費	目	01	社会教育総務費

区分	☑ 自治事務　☐ 法定受託事務　☐ その他	根拠法令等	文化財保護法

事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）

・事務事業を開始したきっかけ
文化財保護法や千葉県文化財保護条例を受け、昭和46年に八千代市文化財保護条例を制定し、市民共有の財産である文化財を保護し、その保存と活用のため必要な措置を講じ、それにより市民の文化向上と文化の進歩に貢献すべく事業を開始した。

・事業概要
市内に残る文化財を保護するための調査及び普及のための啓発等を行う。
1)文化財審議会の開催、2)市指定文化財保護補助金の交付、3)文化財啓発事業、4)試掘調査、5)市内遺跡発掘調査、6) 文化財の保存・管理　他

事務事業を取り巻く状況の変化　又、今後の変化の推測

中規模開発が次々と進められており、埋蔵文化財の発掘調査は今後も増えるものと判断します。

総合計画の施策体系		
５本の柱（章）	02	人間尊重都市をめざして
大項目（節）	05	文化
中　項　目	02	文化財
小項目（施策）	01	文化財の保護と活用
細　項　目	01	文化財調査の推進
	02	文化財の保護
実施計画の計画事業		

計画事業の位置付けの有無	☐	計画事業期間	～	計画事業費	千円

２．事務事業の目的・指標・実績（ＤＯ）

対象（誰を何を対象にしているのか）	・指定文化財の所有者等 ・市域（埋蔵文化財） ・文化財
手段（具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： 1.文化財審議会の開催　2.指定文化財の所有者等に対する補助金の交付　3.埋蔵文化財の発掘調査（発掘調査報告書を2冊発行） 4. 文化財啓発事業（埋蔵文化財通信「埋やちよ」の発行・発掘調査現場説明会・文化財防火デーの実施）　5. 文化財の保存・管理（埋蔵文化財保管庫を新設） ※平成19年度に計画していること： 1. 文化財審議会の開催　2. 指定文化財の所有者等に対する補助金の交付　3. 埋蔵文化財の発掘調査（発掘調査報告書を発行） 4. 文化財啓発事業（「埋やちよ」の発行・発掘調査現場説明会・文化財防火デーの実施・「八千代市の文化財　第9版」の増刷・指定文化財説明板の更新《1基》）　5. 文化財の保存・管理
意図（何を狙っているのか）	・未指定を含む文化財の保護 ・埋蔵文化財を保護し，記録保存する。
結果（どんな結果に結びつけるのか）	・将来の文化の向上発展のため後世に残す。 ・埋蔵文化財が記録保存され，後世への文化遺産として継承される。

区分			単位	１７年度	１８年度		１９年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標１	指定文化財の数	件	24	25	24	25
	指標２	市域の面積	ｋ㎡	51.27	51.27	51.27	51.27
	指標３						
活動指標	指標１	指定文化財の所有者及び管理者	人	9	10	9	10
	指標２	発掘調査した遺跡の面積	㎡	2,956	5,000	2,708	4,000
	指標３						
成果指標	指標１	指定文化財の所有者及び管理者	%	100	100	100	100
	指標２	発掘・調査・整理した遺跡の数	箇所	12	8	9	12
	指標３						
上位成果指標	指標１						
	指標２						
	指標３						

コード	3790	事務事業名称	文化財保護普及事業	所属名	社会教育課

			単位	１７年度	１８年度		１９年度
				実績	計画	実績	計画
事業費(A)	財源内訳	国	千円	2,750	2,750	2,750	2,000
		県	千円	687	687	1,237	500
		地方債	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	6,051	10,148	7,422	6,934
		その他	千円	0	0	0	8,787
	主な事業費の内訳			文化財審議会の開催（2回） 78 2. 指定文化財の所有者や管理者に対する補助金の交付（22件）497 3. 市内遺跡の発掘調査（12件） 6,157	1.文化財審議会の開催（1回）43 2. 指定文化財の所有者等に対する補助金の交付（22件）497 3. 市内遺跡発掘調査（9件） 7,063	1.文化財審議会の開催（1回）43 2. 指定文化財の所有者等に対する補助金の交付（22件）497 3. 市内遺跡発掘調査（9件） 7,063	報酬141、賃金2,499旅費60、消耗品費290、燃料費54、印刷製本費603、修繕料80、通信運搬費48、手数料9、保険料26、委託料207、使用料及び賃借料4,456、備品購入費361、負担金33、補助金560、
人件費(B)			千円	55,219.5	70,857	49,847.8	58,192
トータルコスト(A)＋(B)			千円	64,707.5	84,442	61,256.8	76,413

３．事務事業の評価（ＳＥＥ）

評価類型	評価事項	評価区分	理由
目的妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？	☑ 結び付いている ☐ 結び付くが見直しの余地がある ☐ 結びつきが弱い・ない ☐ 評価対象外事項	上位の施策「文化財の保護と活用」を推進するために、文化財保護普及事業を実施しており、結びついている。
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。	☐ 達成している ☑ 達成していない ☐ 評価対象外事項	民間業者の開発事業に伴って発掘調査は今後も行なわなければならない。
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）	☐ 可能性はある ☑ 可能性はない ☐ 評価対象外事項	文化財審議や指定文化財への補助金を交付して行っている事業であることから，民営化は不向きである。 市内遺跡調査事業については、市が直接実施することを前提とした国庫補助事業であるため委託できない。
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？	☑ 現状のままでよい ☐ 見直す必要がある ☐ 評価対象外事項	これからも、文化財を文化遺産として後世へ継承していくため、現状のままでよい。
有効性・効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２，３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。	☐ 有効性向上の可能性がある ☐ 効率性向上の可能性がある ☐ 両方可能性がある ☑ 可能性がない	・文化財審議や指定文化財への補助金の交付事業は，委託には不向きである。 ・埋蔵文化財調査事業については，市が直接実施することを前提とした国庫補助事業であるため委託できない。（出土物の保存処理など専門的な内容で外部委託が可能なものについては、すでに実施済み） ・文化財審議や指定文化財への補助金交付は、業務プロセスの見直しやIT化は図れない事務事業である。
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等 ☐ 臨時的任用職員等の活用 ☐ ＩＴ化等業務プロセスの見直し ☐ 受益者負担の見直し ☐ 類似事業との統合・役割見直し ☐ 上記以外の方法	類似事務事業名称 1：　　実施主体（所管部署）： 類似事務事業名称 2：　　実施主体（所管部署）：
	⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）	☐ ある ☐ ない	

コード	3790	事務事業名称	文化財保護普及事業	所属名	社会教育課

今後の方向性

⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。

- ☐ 改革・改善して継続
  - ☐ 手法プロセスの改革・改善
  - ☐ 事業規模の拡大・縮小
  - ☐ 統合・役割見直し
  - ☐ その他
- ☐ 廃止
- ☐ 休止
- ☑ 現状のまま継続

文化財調査と指定については、文化財保護・普及の立場から、対応していきたい。
埋蔵文化財の発掘調査については、市内での開発行為に左右されるので、現状維持で対応せざるをえない。
県指導による照会制度が9月30日をもって廃止され、10月1日より文化財保護法第93条による事前協議制となり、文書処理の簡略化が図られた。

⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。

		経費		
		削減	不変	増加
成果	向上	☐	☐	☐
	不変	☐	☑	☐
	低下	☐	☐	☐

・　発掘調査の経費については、現在の発掘調査は開発行為に伴うものなので、予測不可能。
・　市指定文化財保護のための補助金は、有形文化財の管理・周辺の整備が継続的に行われ、　民俗文化財の継承が図られている。

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見）
※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など

市民の市の歴史への理解、文化財の保護・継承の重要性の理解は一定程度得られていると思われる。（「第８回八千代市市民意識調査報告書」平成１５年）

所属長コメント

市内にある貴重な文化財や伝統文化について、市民の理解を図ると共に、次代へ継承していくために市が指定を行い、所有者等に保存・管理等に対し支援を行うことが必要である。埋蔵文化財調査については、市が直接実施することを前提に国・県の補助事業である業務の見直しは難しい事業である。また、埋蔵文化財の調査にかかる開発事業者等への県指導照会制度が廃止されることから、業務の削減が図られる。

評価調整委員会意見

- ☐ 改革改善して継続
  - ☐ 手法プロセスの改革・改善
  - ☐ 事業規模の拡大・縮小
  - ☐ 統合・役割見直し
  - ☐ その他
- ☐ 廃止
- ☐ 休止
- ☑ 現状のまま継続

担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。